

## かゆいところに手が届く!

## 成年年齢引下げについて

調査課研究員 安本 正義 (三鷹市派遣)

## 1. はじめに

日本では大人と子どもの境目を「20歳＝成人」とする考えが一般的に使われてきました。しかし、2022年4月から民法改正によって成年<sup>2</sup>年齢が20歳から18歳に引き下げられ、これによって18、19歳の方は2022年4月1日に新成年となりました。自らの判断で選択ができることが増える一方で、責任が求められる大人となります。

本稿では、民法改正に伴う成年年齢の引下げについて整理するとともに、当事者にとって何が変わるのか、そして、自治体業務にどのような変化があったのかを解説していきます。

## 2. 民法改正の内容

成年年齢を18歳に引き下げることと内容を「民法の一部を改正する法律」は2018年6月に公布され、2022年4月1日より施行されました。主な改正内容は、民法第四条が定める成年年齢を20歳から18歳に引き下げることです。これによって、2002年4月2日から2004年4月1日の間に生まれた方は、2022年4月1日に成年となりました。2004年4月2日生まれ以降の方は、成年を迎える日は18歳の誕生日となります。

(成年)  
第四条 年齢十八歳をもって、成年とする。

なお、この度の改正法では女性の婚姻開始年齢(結婚することができるようになる年齢)についても、社会での経験や経済的な成熟度を重視して、18歳に引き上げる見直しをしています。

(婚姻適齢)  
第七百三十一条 婚姻は、十八歳にならなければ、することができない。

## 3. なぜ、「18歳」に引き下げるのか

## (1) 見直しの背景

民法の成年年齢の見直しのきっかけは、2007年に憲法改正国民投票の投票権年齢が「18歳以上」となったことに関係があります。その際に、社会生活に影響のある民法の成年年齢を連動させるべきか、議論がなされるようになりました。

成年年齢を引き下げるべきか否かを検討するために、法制審議会<sup>3</sup>の民法成年年齢部会が設置されました。部会では、各種専門家や有識者から成年年齢を引き下げた場合に生ずる問題及びその解決策等に関してヒアリングを行ったり、高校生等との意見交換会を行ったりし、調査・審議をしました。2009年に部会が作成した「民法の成年年齢引下げについての最終報告書」(以下、最終報告書<sup>4</sup>)をもとに、成年年齢を引き下げることが適当であることと、法務大臣に対して答申がなされました。一方で直ちに引き下げると生じる可能性がある問題点として、若者の自立や、消費者被害の拡大のおそれ等を挙げ、それらの解決に資する施策が実現されることが必要であるとしました。

2015年には公職選挙法の選挙年齢が18歳以上と定められるなど、18、19歳の方にも国政上の重要な判断に参加してもらうための政策が進められてきました。こうした流れを踏まえ、市民

<sup>3</sup> 法務省に設置された審議会。法務大臣の諮問に応じて、民事法、刑事法、その他法務に関する基本的な事項を調査審議する。  
<sup>4</sup> 法務省「民法の成年年齢の引下げについての最終報告書(第2次案)」<https://www.moj.go.jp/content/000012523.pdf> (2022年5月19日確認)

生活に関する基本法である民法においても、18歳以上の人を大人として取り扱い、社会への参加時期を早めることが適当ではないかという議論がされるようになりました。民法における成年年齢の引下げは、18、19歳の方だけでなく、その影響が及ぶ範囲は極めて広範に及ぶと予想されました。そのため、法務省は、パブリックコメントを募集し、施行方法や施行日、経過措置などについての意見を踏まえ、2018年3月、民法改正法案を第196回国会に提出しました。

若者のみならず、親権者等の国民全体に影響があることや、関係するシステム対応、消費者被害の防止等の観点から周知の徹底が必要であるため、改正法の施行は2022年4月1日とされました。

▼図表1 成年年齢引下げに至る経緯

2007年 国民投票法成立  
2009年 法制審議会による法務大臣に対する答申  
2015年 公職選挙法改正  
2018年 民法の一部を改正する法律成立  
2022年4月 民法の一部を改正する法律施行

&lt;出典&gt;筆者作成

## (2) 外国の成年年齢

国際的には成年年齢はどのようになっているのでしょうか。2016年時点のOECD<sup>5</sup>加盟国において、35カ国中32カ国が成年年齢を18歳としています。また、成年年齢を18歳以外としているのは3カ国で、日本とニュージーランドが20歳。ほかには、韓国が19歳でした。成年年齢を18歳とするのが国際標準というこ

▼図表2 民法の一部を改正する法律 成年年齢関係 (2018年6月20日公布、2022年4月1日全面施行)

法律の要点	
成年年齢の引下げ(民法第四条)	
①一人で有効な契約をすることができる年齢	⇒ いずれも20歳から18歳に引き下げ ・「成年」と規定する他の法律も18歳に変更
②親権に服することがなくなる年齢	
女性の婚姻開始の年齢引上げ(民法第七百三十一条)	
(改正前民法) 男性18歳 女性16歳	⇒ ・女性の婚姻開始年齢を18歳に引き上げ ・婚姻開始年齢は男女ともに18歳に統一

<出典>法務省パンフレット (<https://www.moj.go.jp/content/001300586.pdf>) を基に筆者作成

とがわかります。

## (3) 成年年齢を引き下げることの意義

成年年齢を引き下げることの意義について、先述の最終報告書では、以下のように述べています。「18歳に達した者が、自ら就労して得た金銭などを、法律上も自らの判断で消費<sup>6</sup>することができるなど社会・経済的に独立の主体として位置づけられるといった点で、有意義であるということができる。」「民法の成年年齢を引き下げ、18歳をもって「大人」として扱うことは、若年者が将来の国づくりの中心であるという国としての固い決意を示すことにつながると考えられる。」。これらのことから、少子高齢化が進む中で、政治的・社会的・経済的に若者の自己決定権を尊重し、その積極的な社会参加を促すことを期待できる、そのことに意義があると考えられます。

以上のように、成年年齢を18歳に引き下げる主な理由は、投票権や参政権の年齢引下げによって民主主義に若者の意見を反映させようとする流れから民法においても大人として扱うことや、世界的に成年年齢を18歳とするのが主流であることが考えられます。

## 4. 成年に達すると何が変わるのか

次に、成年年齢の引下げによって何が変わるのでしょうか。民法が定めている成年年齢は、大きく二つの意味があります。

一つ目は「一人で有効な契約をすることができる年齢」という意味です(図表2①)。民法

<sup>1</sup> 成年に達すること。  
<sup>2</sup> 成年とは法律用語である。

<sup>5</sup> 経済協力開発機構。ヨーロッパ諸国を中心に日・米を含め2022年現在38カ国の先進国が加盟する国際機関。

<sup>6</sup> 金銭・物品を使い果たすこと。